

長 建 協 発 第 6 5 号
平成 2 8 年 5 月 1 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業法施行令の一部を改正する政令について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、去る 4 月 1 日に閣議決定を受け、6 月 1 日から施行されることとなっておりますが、今般、それに係る留意事項について、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同通知によれば、改正した政令が施行される 6 月 1 日以降は、監理技術者の配置が求められる下請契約の請負代金額の下限が 4, 0 0 0 万円以上（建築一式工事については 6, 0 0 0 万円以上）に、また、現場ごとの監理技術者及び主任技術者の専任配置が求められる請負金額の下限が 3, 5 0 0 万円以上（同 7, 0 0 0 万円以上）にそれぞれ引き上げられますが、それ以前に請負契約締結済みの工事についても、受発注者間の協議により改正した政令の適用が可能となっております。